

保発0524第2号  
平成30年5月24日

都道府県知事  
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長  
( 公 印 省 略 )

「柔道整復師の施術に係る療養費について」の一部改正について

「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）について、その一部を下記のとおり改正することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

- 1 「柔道整復師の施術に係る療養費について」（平成22年5月24日付け保発0524第2号）の一部を次のように改正する。

○別添2を次の表のように改正する。

(傍線部分が改正部分)

改正後	改正前
<p data-bbox="161 284 255 316">別添2</p> <p data-bbox="488 325 775 357">受領委任の取扱規程</p> <p data-bbox="161 408 353 440">第1章 総則</p> <p data-bbox="161 450 1093 730">5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p data-bbox="197 740 1093 986">なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は<u>一年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は一年まで)</u>、平成36年度以降は<u>三年以上(うち、保険医療機関で従事した期間は二年まで)</u>とするものであること。</p> <p data-bbox="161 1034 483 1107">第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p data-bbox="161 1117 1093 1401">26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は、<u>施術管理者単位に保険者等毎に取りまとめ国民健康保険団体連合会</u>(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>	<p data-bbox="1122 284 1216 316">別添2</p> <p data-bbox="1444 325 1731 357">受領委任の取扱規程</p> <p data-bbox="1122 408 1314 440">第1章 総則</p> <p data-bbox="1122 450 2054 730">5 施術管理者は、「受領委任を取扱う施術管理者の要件について」(平成30年1月16日保発0116第1号厚生労働省保険局長通知)の別紙1「受領委任を取扱う施術管理者の要件に係る取扱について」により、一年以上柔道整復師として実務に従事した経験を有する者で、同通知の別紙2「受領委任を取扱う施術管理者に係る研修実施要綱」の2で定めるところにより登録を受けたものが行う研修の課程を修了した者であること。</p> <p data-bbox="1158 740 2054 900">なお、実務に従事した経験の期間については、原則三年であるが、平成33年度までは一年以上とし、その実施状況を踏まえつつ、平成34年及び平成35年度は一年以上、平成36年度以降は三年以上とするものであること。</p> <p data-bbox="1122 1034 1444 1107">第4章 療養費の請求 (申請書の送付)</p> <p data-bbox="1122 1117 2054 1362">26 施術管理者は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、28により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)へ送付すること。</p>



## 2 適用月

平成 30 年 6 月 1 日以降新たに受領委任の取扱いの届け出又は申し出をした者について、改正後の本通知を適用すること。

なお、平成 30 年 5 月 31 日までに既に受領委任の取扱いに係る協定又は契約を締結済みの者については、特段の意思表示がない限り、改正後の協定又は契約を締結したものとみなして、平成 30 年 6 月 1 日から適用すること。

ただし、別添 1 別紙の様式第 5 号及び別添 2 の様式第 5 号については、当分の間、従来の様式を取り繕って使用できることとする。